

お取引先各位

2019年4月吉日

日本粉末薬品株式会社 営業部
大阪府大阪市中央区道修町 2-5-11

TEL : 06-6201-3801

FAX : 06-6222-4031



—食品原料ラベル表記変更のご案内—

拝啓

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年に施行された食品表示法（平成25年法律第70号）において、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められ、食品の製造者等は、食品表示基準の遵守が義務付けられています。経過措置期間は平成32年3月31日（2020年3月31日）までとなっています。

弊社では、経過措置期間中ではありますが、食品表示基準を遵守するため、販売しております食品原料に関するラベル表示を順次変更する事と致しました。主な変更点は以下の通りです。

過去に弊社から提出した書類に関しては本書をもって変更とさせていただきます。

略儀ながらも書面をもってご連絡させていただきます。

敬具

1) 原材料、添加物の表示について

- (ア) 生鮮品であるか否かを明確にします。
- (イ) 添加物については、/で区切り明確にします。

(例) (食品原料用) ショウガ抽出液
(変更前) ショウガ、エタノール
(変更後) 乾燥ショウガ/エタノール

- (*) 生鮮品ではなく、乾燥品である事を示すため、乾燥ショウガと表記します。
- (*) 抽出溶媒のエタノールは食品では無く、添加物と定義されます。このため、/で区切り、添加物である事を明確にします。

2) 製造所の表示について

- (ア) 従来、製造所又は製造者と表記しておりましたが、“製造”と“加工”が定義されましたので、その定義に従って、製造者、加工者、販売者を区別します。
- (イ) 製造所については、製造所固有記号を利用します。
- (ウ) 弊社商品の表示責任者として製造者、または販売者（弊社本社）を記載します。

(例1) (食品原料用) ショウガ末（殺菌品）
(変更前) 製造者 日本粉末薬品株式会社 枚岡工場
大阪府東大阪市宝町 13-36
(変更後) 製造者 日本粉末薬品株式会社 +NH
大阪府大阪市中央区道修町 2-5-11

(*)従来は商品を包装している工場を製造者として記載していましたが、製造者、または販売者として弊社本社を記載し、製造所固有記号を利用して製造所を記載いたします。

(例2) (食品原料用) デビルズクローエキスパウダー

(変更前) 製造所 日本粉末薬品株式会社 伊賀工場
三重県伊賀市西之澤 1384-9

(変更後) 輸入者 日本粉末薬品株式会社
大阪府大阪市中央区道修町 2-5-11

加工者 日本粉末薬品株式会社 伊賀工場
三重県伊賀市西之澤 1384-9

(*) デビルズクローエキスパウダーは、海外製造所にて抽出、乾燥を行い、エキスパウダーとされた商品です。弊社伊賀工場では、混合・小分け工程のみを実施しているため、食品表示基準に照らすと製造者の定義に合致せず、製造所固有記号を利用する事が出来ません。このため、輸入者である弊社本社とともに、加工者として、弊社伊賀工場を併記いたします。

なお、加工者が弊社協力会社（石切漢方製薬株式会社など）となる場合が有ります。その場合は、当該協力会社および住所を記載いたします。ご注意ください。

3) 原料原産地の表示について

(ア)弊社の食品原料は業務用加工食品に該当する為、原料原産地の表示は行いません。

(イ)お客様への原料原産地報告は従来通り規格書などで行います。

変更は「2019年6月1日製造分」より実施いたします。

なお、以下の点に留意ください。

① 商品の本質に変更は有りません。ラベル表示の変更のみです。

② 食品原料に関してのみ変更を行います。

弊社より販売している医薬品原料については変更有りません。

ご不明点等につきましては、弊社営業部へお問い合わせください。

今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上